

埼玉中部環境保全組合新たなごみ処理施設等建設検討委員会
の会議の公開に関する規則

令和4年8月15日

規則 第 5 号

(趣旨)

第1条 この規則は、埼玉中部環境保全組合新たなごみ処理施設等建設検討委員会（以下「委員会」という。）の会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開又は非公開の決定)

第2条 会議の公開又は非公開の決定は、委員長が委員会に諮って行うものとする。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、会議会場の広さ等を考慮し、管理者があらかじめ定めるものとする。

(傍聴の手続)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で傍聴人名簿（別記様式）に自己の住所及び氏名を記入し、職員の指示により傍聴席に入らなければならない。

2 傍聴人の受付は、会議開催予定時刻の30分前までに行うものとする。ただし、傍聴人名簿記入者が、前条で定める定員を超えるときは、抽選により傍聴者を決定する。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 鈍器その他危険なものを所持する者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓、その他楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼす者

(裏面へ続く)

すと認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章の類を着用する等示威的行為をしないこと。
- (4) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音の許可)

第7条 傍聴人は、会議の様子を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りではない。

(職員の指示)

第8条 傍聴人は、傍聴する際には職員の指示に従わなければならない。

(秩序の維持)

第9条 議長は、傍聴人がこの規則の規定に違反する場合は、これを制止し、その指示に従わないときは、その者を退場させることができる。

(会議資料の閲覧)

第10条 会議に提出された資料は、傍聴人に閲覧させることができる。ただし、当該資料に埼玉中部環境保全組合情報公開条例（平成14年組合条例第5号。以下「条例」という。）第7条に規定する非公開情報が含まれているときは、この限りでない。

(会議の記録の作成及び公開)

第11条 議長は、書記をして会議の記録を作成させなければならない。

2 会議の記録及び当該会議に提出された資料は、公開するものとする。ただし、条例第7条に規定する非公開情報が含まれているときは、この限りでない。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項

は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年8月15日から施行する。

(裏面へ続く)

